

パブリック・コメントを実施します

都留市次世代育成支援行動計画 後期計画(素案)

に対する意見募集について

目的・趣旨

市では、平成17年度に策定された次世代育成支援行動計画(前期計画)が平成21年度をもって計画期間が終了となります。そこで、平成22～26年度までの期間について後期計画(素案)を策定します。

この後期計画(素案)を策定するにあたり、広く市民の皆様からご意見をいただき、計画策定の参考とさせていただきます。

公表及び意見の募集期間

3月1日(月)～15日(月)

意見の提出方法

次のいずれかの方法により福祉課までご意見をお寄せください。

○直接提出

○郵送にて提出

〒402-0051

都留市下谷2516-1

いきいきプラザ都留内

都留市役所 市民厚生部 福祉課

○FAX(46)5119

○電子メール fukushi@city.tsuru.lg.jp

※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先を必ず記入してください。記入がない場合は受け付けられません。

公表の方法

市のホームページまたは次の場所で見覧できます。

○情報公開総合窓口

(行政管理課 法制・安全室)

○いきいきプラザ都留内 福祉課

○各地域コミュニティセンター

○都留文科大学総務課

○市立図書館

都留市次世代育成支援行動計画とは・・・

★計画期間

平成17～26年度までの10年間です。前期計画期間(平成17～21年度)が終了するため、平成22～26年度の5年間の後期計画期間とします。

★計画基本理念

“地域の中で 子どもが健やかに のびのび育つまちづくり”

★平成26年度の重点施策の設定

平成26年度を目標年度として、6項目を重点施策とし、後期計画期間の5年間において特に重点的に取り組みます。

- 1 病児・病後児保育事業
- 2 放課後児童健全育成事業
- 3 すこやか子育て医療費助成事業
- 4 特別保育事業の推進

○障害児保育 ○延長保育 ○一時預かり事業

- 5 乳幼児育成指導事業
- 6 男女共同参画推進事業

★目標事業量の設定

6つの基本方針を掲げ、その中に計画の内容に関するさまざまなサービスについて事業内容を定めます。また、7事業の保育サービスについては、平成26年度までに達成すべき目標事業量を見込み、その見込み量を確保するための方策を定めます。

広く市民の皆様からご意見をいただき、計画策定の参考とさせていただきます。



子どもへの虐待に気づいたら
児童虐待は、子どもの心身の成長や、人格形成に重大な悪影響を与えるため、できるだけ早く発見して保護する必要があります。

児童虐待を疑わせる次のような状況にお気づきの方は、最寄りの市町村の相談窓口、児童相談所までご連絡ください。連絡をいただいた方の秘密は堅く守ります。

○「怒鳴り声」や「たたく音」「子どもの泣き声」がいつも聞こえる。

○子どもに内出血によるあざや自然な傷が見られる。

○子どもの衣服や身体がいつも汚れている。

○小さな子どもを残してよく外出する。

連絡先

都留児童相談所

TEL (46) 7835

FAX (46) 7836

※夜間・休日連絡先

TEL (45) 7898

《児童相談所全国共通ダイヤル》

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

TEL 0570(064)000

